

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁
那覇市福祉事務所長
新里 博一



平成 27 年 9 月 17 日付で提起された生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく生活保護変更決定処分に係る審査請求について次のとおり裁決する。

平成 27 年 11 月 4 日

沖縄県知事 翁長 雄志

主 文

平成 27 年 9 月 3 日付け変更決定処分を取り消す。

理 由

第 1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯及び審査請求人の主張

那覇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）は、請求人 （以下「請求人」という。）世帯に対する平成 27 年 9 月に支給する生活保護費について、平成 27 年 9 月 3 日付けで変更決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

請求人は、本件処分により決定された保護費で家賃、光熱水費等を支払うと、食料品等を購入することができなくなってしまい生活に窮する

として、沖縄県知事(以下「当庁」という。)に対し、本件処分の取消しを求めるものである。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

- (1) 請求人は、平成27年6月以降に支払われる障害基礎年金額を平成27年7月2日に収入として申告していること。
- (2) 上記(1)により申告された請求人の障害基礎年金は、平成27年5月までの年金受給額より増額されていること。
- (3) 処分庁は、上記(1)の収入申告を受けて、平成27年6月分保護費、7月分保護費及び8月分保護費に過支給があるとして、この過支給額を平成27年9月分保護費に収入として充当することを、福祉事務所内において平成27年7月30日付けで決定していること。
- (4) 処分庁は、上記(3)の決定に基づく本件処分を平成27年9月3日付けで、請求人に通知したこと。

2 判断

(1) 法令等

- ① 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第10の2の(8)

最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)の工によるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月及びその前月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。)
- ② 生活保護問答集について(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-2において、扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例を示している。

(2) 本件処分について

局長通知第 10 の 2 の (8) において、最低生活費または収入充当額の設定を変更すべき事由が事後に明らかになった場合（法第 80 条該当を除く。）で、扶助費支給額の変更決定を行うことによって生じる返納額を便宜上、次回支給月以後の収入充当額として計上して処理する方法が認められており、この場合に収入充当額に計上して処理することができる返納額の範囲は確認月及びその前月までの分に限ると規定している。このように遡及変更の限度を発見月とその前月の 2 ヶ月とした理由について、問答集 13 - 2 において、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当ではないので、最低生活費の遡及変更は 2 ヶ月程度（発見月及びその前月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に 60 日間とされていることから支持される考え方である（以下省略）」、「遡及変更の限度は 2 ヶ月程度と考えるべきである。行政処分自体に安定性が要請されると同様、行政処分の相手方にとっても既に行政処分がいつまでも不確定であることは妥当でないからである。」と示されている。

本件処分について、請求人は、平成 27 年 9 月を迎えた時点で、平成 27 年 6 月までに支払われた保護費については、遡及変更の限度を超えており既に確定されたものであると考えるであろう。その後に処分庁が、6 月分保護費の変更を含む本件処分通知を平成 27 年 9 月 3 日付けで行っているが、上述のとおり、これは遡及変更の限度を超えた不当な処分である。処分庁は、6 月分保護費を 9 月分保護費に収入として充当する方法ではなく、戻入等の方法によって過払い額を返還させるべきである。

なお、処分庁が、本件処分を請求人が収入申告を行った 7 月（発見月）の同月 30 日に福祉事務所内部において決定し、9 月 3 日付けで通知している点について、一般的に行政処分の効力は処分の相手方が現実に了知し又はしうべき状態におかれた時であるとされていることから、発見月中に内部決定された処分であっても、処分の相手方に通知されるまでに遡及変更の限度を超えたものになれば、不当な処分となる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 3 項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。